

以下の方が利用される場合は利用料金が半額や免除になる場合があります。
対象者により減免内容や手続き方法等が異なりますので、お手数料をおかけしますが、詳細についてはお問い合わせをお願いします。

- (1) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の入所児童が使用する時
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条に規定する保護者（①要保護者、②準用保護者）の子女のうち、学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒が使用する時
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者を対象とする障害者の福祉の増進を図るための研修会、講習会その他これらに類する催しに使用する時（引率者は除く）
- (4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者が附属施設を個人使用する時
- (5) 学校教育法第1条に規定する学校又はこれらに準じる学校の教育課程における活動又は小学校等の長が認める教育課程における活動以外の活動として海の科学館を使用する時（引率者を含む）
- (6) 小学生若しくは乳幼児を扶養する父母若しくは祖父母（府内に住所を有する者に限る。）又は府内に住所を有する父母に扶養される小学生等の祖父母が、当該小学生等とともに附属施設を使用する時